

## 〈資料〉

### 2010年度 島根大学法政研究会実施報告

島根大学法政研究会は、法経学科法学分野及び法務研究科の教員、並びに人文社会科学研究所法経専攻法政コースの大学院生・研究生を主な参加者として、年5～6回のペースで開催されている。2010年度の活動状況は、以下の通りである。

なお、報告要旨は、報告者自身が作成したものを中心として掲載しているが、事務局の責任で多少の改編を加えたものがあることを、お断りしておく。(法政研究会事務局：遠藤昇三)

第1回 2010年4月28日（新任教員であることから、経済分野の経済研究会と合同で開催した）

嘉村雄司（法経学科・企業法）

「エクイティ・デリバティブ取引と株主の議決権行使」

**【報告要旨】** 本報告の目的は、金融工学が会社法制に提起する新たな問題、とりわけエクイティ・デリバティブ取引が株主の議決権行使に係るインセンティブに及ぼす影響を紹介し、考察を加えることである。

近時、日本では、金融工学を前提とした資本市場の存在が、次第に見過ごしえないものとなっている。このような認識を背景として、「金融工学を前提としない資本市場はありえないのが、現状である。従って、会社法も、それを想定しない訳にはいかない」という問題意識が、日本の学説において、広がりつつある。しかし、金融工学と会社法との間に生ずる具体的な交錯問題を検討する先行研究が、ほとんど存在しない。

これに対して、日本の会社法制に大きな影響を及ぼしているアメリカ法の

場合、興味深い議論が展開されている。とりわけ、近時のアメリカの学説において、エクイティ・デリバティブ取引が、株主の議決権行使に係るインセンティブに影響を及ぼしていることに焦点を当てた研究が、多数公表されている。このようなアメリカの議論は、金融工学と会社法との間に生ずる具体的な交錯問題に対して、日本法がどう向き合うのかという政策論を展開するにあたって、有益な視点を提供してくれるものと思われる。

そこで報告では、アメリカの議論を紹介・考察することにより、日本法への若干の示唆を提示することを、第一の課題とする。さらに、このようなアメリカの議論は、社員権論やコーポレート・ガバナンス論といった日本の会社法の基礎理論に対して、幾ばくかの問題提起を試みる契機になりうるのではないかと考えられる。このような問題提起の端緒を導き出すことが、本報告の第二の課題である。

以上のような課題の検討を通じて、少なくとも、日本の会社法制の研究にあたって、金融工学との関係づけというアプローチが有益な方法となりうることを、示唆出来ると思われる。

#### 出席者

(教員) 法経学科法学分野 5名、同経済分野 2名、法務研究科教員 1名  
(大学院生) 5名

第2回 2010年6月2日(経済分野の新任教員であることから、経済研究会  
に参加する形で開催した)

渡邊英俊(法経学科・国際経済論)

「第一次世界大戦前におけるアルゼンチンとヨーロッパ  
「世界経済」」

【報告要旨】本報告は、かつての従属学派や構造主義者とは違う経済史家の立場から、近代ラテン・アメリカ経済史について、ヨーロッパの資本主義発

達史と一体的に分析することを、課題とする。その際、特にヨーロッパ資本主義と強く結びつきながら著しい経済成長を遂げた、アルゼンチン経済史の分析に力点を置いて、研究を進める。これにより、ラテン・アメリカ研究を通してヨーロッパ資本主義の姿も照らし出されるのみならず、アルゼンチン経済史の分析を切り口として、「第一次グローバリゼーションの時代」の世界経済の姿についても、従来の西洋経済史の研究成果とは異なる、新たな展望を得られるであろう。

#### 出席者

(教員) 法経学科法学分野 3名、同経済分野 6名、社会文化学科教員 1名  
(大学院生・研究生) 7名

#### 第3回 2010年9月29日

植松健一 (法経学科・憲法)

「議会制民主主義論における憲法解釈学と政治理論との対話—“敗北の憲法学”か、それとも“政治学の貧困”か—」

【報告要旨】 民主党政権の下で、「政治主導の確立」や「国会改革」といったスローガンが通俗化したかたちで膾炙しているが、議論のフレームそれ自体は、「自民党政治」打破の処方箋として政治・行政学の場で夙に論じられてきた課題であったことは、間違いない。政権交代によって、かつて現状批判の理論であったものが、政府・与党の「公定学説」の地位に昇りうる条件が、(一応) 成立しているのである。この場合、現政権の現実的政策(事務次官会議廃止、官僚答弁の禁止、国会議員定数削減、事前法案審査の廃止、国会会期制見直しなど)と、これまで政治・行政学が示してきた処方箋との「ずれ」を明確にすることで、前者を批判するという作業と同時に、後者の処方箋そのものの有効性についても、十分な吟味が必要と思われる。

かような問題意識の下、本報告では、松下圭一の政治論を取り上げ、松下

によってかねてより厳しい批判の対象となってきた憲法学の立場から、かつての「松下ショック」（＝通説的な憲法解釈批判）に対する今日的総括と、今般の政治状況における松下理論（およびその問題意識を受け継ぐ西尾勝や山口二郎の議論）の射程とその限界を、考察してみたい。

出席者

（教員）法経学科法学分野 5名、法務研究科教員 1名

第4回 2010年10月27日（大学院生修士論文中間報告）

陳敬舒（人文社会科学研究院院生・企業法）

「中国の新会社法による一人会社制度への思考」

【報告要旨】今までの30年間の中国の経済発展に基づく会社制度の改革を紹介することと、中国で会社制度または一人会社制度が必要になった社会背景を紹介することを通じて、中国政府における国有会社と民有会社に対する煮え切らない態度と、この2種類の会社にとって一人会社がどのような存在かが解かって、一人会社制度が、社会経済成長の要求に応じて強引に合法化されたものだということが、解かった。しかし、現在の中国の「お金を中心にする」という価値観に基づく社会に、内部の権利制約や監査のような緩衝システムも、備えていない一人会社概念を出すのが、適当であるかは、問題である。

そこで、日本の一人会社制度を参考にして、中国の一人会社制度の問題点を検討する。

出席者

（教員）法経学科法学分野 5名

（大学院生・研究生） 5名

第5回 2010年11月10日（大学院生修士論文中間報告）

小山恵梨奈（人文社会科学研究院院生・税財政法）

「通達による課税要件厳格化は租税法律主義に違反する  
のかー貸倒損失を題材としてー」

【報告要旨】 一般に会社が取引先の倒産等により、売掛金や受取手形、貸付金等の金銭債権の全部又は一部を回収できなくなる場合には、貸倒損失が認められる。またこれに関連して、企業会計原則の一般原則六では、予想される将来の危険に備えた会計処理、すなわち貸倒引当金の計上を、認めている。この貸倒損失の認識及び貸倒引当金の評価については、企業会計上の取り扱いと法人税法上の取り扱いが、異なっている。通常企業会計では、貸倒引当金の繰入は費用と認識され、実際に貸倒れが生じた場合、当該金銭債権は当期資産の部から控除されるため、これに対応する貸倒引当金も、取り崩される。この取崩は収益と認識され、このとき、貸倒引当金を超える貸倒れが発生した場合には、その超過分を当期の貸倒損失として、費用計上する。しかし、法人税法上では、貸倒の事実を判定することは困難な作業であるとして、その具体的な判断基準は、法人税基本通達によって厳格に示されている。ここで問題となるのは、通達が、法的な拘束力をもたないということである。通達を根拠として課税要件を厳格化することは、法律に基づくものでなければ課税されないという租税法律主義の観点から、問題があるといえる。

以上のことから、通達による課税要件の厳格化が租税法律主義に違反しないかという点について、この貸倒損失の取扱いをもとに、検討していく。

出席者

（教員）法経学科法学分野 3名

（大学院生・研究生） 4名

第6回 2011年3月23日

毎熊浩一（法経学科・行政学）

「市民議会（Citizens' Assembly）に関する一考察—行政統  
制・責任論の視座から—」

【報告要旨】本報告では、カナダのBC（ブリティッシュ・コロンビア）州の「市民議会（Citizens' Assembly）」（以下、CA）を取り扱う。これは、ほぼ無作為に選ばれた160名の州民（+議長）からなる組織体である。その任務は、州議会の選挙制度を検証し、必要があればオルタナティブを示すこと。実際CAは、2004年12月、約1年間の活動を経て、改革案を提言した。そしてその採否は、翌年5月、レファレンダムに委ねられる。結果は否決されたものの、一連の動きは、いわゆる「熟議民主主義」の実践・実験として、広く注目を集めることとなった。

ところで、報告者の専門は行政学である。とりわけ「行政統制・責任論」というサブ領域に関心がある。本報告では、その立場から、以下の二つを試みる（ただし、時間次第では前者のみ）。第一に、CAを「行政統制」（より正確には「市民参加」）のツールとして捉え、斯学という3つの学（政策学、管理学、制度学）それぞれの規準から、その通用性を検証する。第二に、CAの理論的バックボーンたる「熟議民主主義」論を手掛かりに、「行政責任論」再考の橋頭堡を築く。

出席者

（教員）法経学科法学分野2名、同経済分野2名